

事案調書(決定会議)

審議日 令和7年12月4日

案件名	相模原麻溝公園(その他区域)におけるニュースポーツ普及事業の再開について						
所管	市民 環境経済	局 区	環境	部 公園	スポーツ推進 課	担当者	内線

事案概要

相模原麻溝公園(その他区域)において実施していたニュースポーツ普及事業について、令和3年以降、ナラ枯れによる危険木等により安全性を確保できないことから、現在に至るまで事業を再開できていないが、市ターゲットバードゴルフ協会から、危険木の伐採等に要する経費について寄附の申し出があり、この寄付を活用し、安全対策(危険木の伐採等)を実施した上での事業再開について諮るもの。

審議事項 (府議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	1 ニュースポーツ普及事業の再開について 2 再開に向けて必要な整備及び維持管理の実施について 3 寄附の受納について
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ただし、府議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	ニュースポーツの普及				
	効果測定指標	スポーツを定期的(週1回以上)行う市民の割合		施策番号	31	
	年度	R7	R8	R9		
	事業効果 年度目標			65.0%		

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容		府内調整 3月 議会提案 寄附の受納 危険木の伐採等 事業再開					

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(総務費)			15,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
うち任意分								
特 財	国、県支出金							
	地方債							
	その他		15,000					
一般財源		0	0	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	団体からの寄附を本事業の財源とする。							
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A						
局内で捻出する人工※	B						
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要							

SDGs 関連ゴールに○	1 経済成長と社会的平等のための公正な社会を実現する	2 食糧と安全な水を確保する	3 すべての人々に健康と福祉を	4 環境にやさしい消費と生産を実現する	5 ジュニア等をもつ女性の参画を促進する	6 安全な水とトイレ、衛生的な環境についてのアクセスを確保する	7 エコロジーとエネルギーにやさしい社会を実現する	8 畜牧がいる農業を保護する	9 持続可能な都市と人間開拓のための基盤を確立する
		○	○					○	
	10 いのちの質を保証する	11 住み続けられるまちづくりを	12 コミュニティをつくる	13 文明史的に貴重な自然を守る	14 海の豊かさを守る	15 植物の豊かさを守る	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
○	○							○	

日程等 調整事項	条例等の調整			議会提案時期	令和8年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供	なし	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
団体	・寄付、整備内容について
政策課	・府議の進め方について
総務法制課	・議案について
財政課	・歳入(負担付きの寄附)、歳出について
関係課長打合せ会議 令和7年11月18日	・ニュースポーツ普及事業の再開について ・寄附の受納及び使途等について ・課題の整理及び資料の一部修正を行ったうえで、調整会議に諮る

備 考	※説明資料のカラーユニバーサルデザインについては確認済である。
	※関係課長打合せ会議の出席課(政策課、総務法制課、財政課、区政推進課、スポーツ施設課 地域経済政策課、水みどり環境課、公園課、スポーツ推進課

庁議におけるこれまでの議論	
(開催日) R7.12.1	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ資料を一部修正すること。	
【事業再開の考え方について】	
○(財政課長)負担付き寄附がなければ本事業は行わないのか。 →(スポーツ推進課長)未告示の区域ということもあり、協会側からの要望はこれまであったが、枯れ木伐採における優先順位は低かったため、寄附が今回の検討のきっかけでもある。 →(財政課長)資料4ページに「予算的に対応が困難となり安全性を確保することができなくなった」とあるが、要求を行ったが査定で認められなかったということか。 →(スポーツ推進課長)公園課において一部伐採を行ったが、市の公園全体において急速にナラ枯れが進行する状況下にあって、被害拡大を食い止めるまでの予算を回せなかつたのが当時の状況として推察される。 →(財政課長)今の説明では優先順位が低かったため、これまで実施しなかつたが、寄附があるため事業を実施するというように受け取れてしまう。また、本来必要な事業であれば、通常予算として要求し、維持管理等に寄附を充当していくという方法もあると思う。負担付き寄附にすることで、本来市が実施する考えがないが、寄附があるため事業を実施するというニュアンスが強くなるように感じる。 →(公園課長)公園課としては、道路に面している部分など、他に予算化し優先的に整備すべき箇所があると考えている。 →(スポーツ推進課長)道路に面している部分は公園課の通常予算で整備し、その他の部分は寄附の範囲内で実施し、早期に再開したいと考えている。 →(財政課長)事業を進めることは反対でないが、優先順位は低いが寄附があるため実施する事業なのか、本来市として実施すべき事業なのかは明確にする必要があると考えている。 →(地域経済政策課長)最終処分場の候補地であるため、本来税金を投入するなら、候補地が当該地以外に決まった後でないかと思うが、寄附者の意向として最終処分場になる可能性を承知のうえで暫定利用をさせてほしいといったものであるなら、市としてその意向を汲んでいるという説明もできるのではないか。 →(財政課長)あくまで暫定利用するために、特定財源をもらって整備をするとということであれば理解できる。 →(スポーツ推進課長)暫定利用ではあるが、かつての事業はターゲットバードゴルフ協会に使用承認し、事業を協会に委ねている状況にあったため、今後は暫定利用の状況を踏まえながら、市主体の管理を行い今後の事業展開を検討していかたい。 →(財政課長)予算的に対応が困難であるという見せ方は、見直していただきたい。	
○(政策課長)暫定利用という見せ方がよいと思うが、暫定利用であっても維持管理コストをかけていくことは非については今後も議論が必要であると考えるため、再度整理いただきたい。また、今後は寄附をいただいた協会以外にも使える形で検討していくということか。	
→(スポーツ推進課長)ターゲットバードゴルフだけでなく、その他のゴルフ系のニュースポーツや他のニュースポーツでも広く使えるように、スポーツ協会との連携や、スポーツ推進委員などとも協議を行いながら事業展開を考えていきたい。維持管理についても、スポーツ協会とも連携をしながら対応を図っていただきたい。	
【寄附の受納について】	
○(総務法制課長)今回の事業において、寄附者の関係先に資金が還流する実態はないことは確認できているか。 →(スポーツ推進課長)確認済である。	
○(緑区役所区政策課長)協会としては、将来的に暫定利用が継続できなくなる可能性を承知のうえで、寄附を行う意向であるという認識でよいか。 →(スポーツ推進課長)その通り。断定してはいないが将来的に使用できなくなる可能性があることについては何度も打ち合わせで説明し確認している。 →(緑区役所区政策課長)当該場所の他に代替地を示すことも考えられるが、そのような提案も行っているか。 →(スポーツ推進課長)そのような提案も行ったが、市内では最も良い競技環境を備えているとして、当該場所に強い拘りがあると伺っている。	
○(政策課長)未告示の区域において使用承認を行うケースは稀であるのか。 →(スポーツ推進課長)一般に利用をオープンにしていない場所を、使用許可をもって利用できるようにする手続き自体は、他にも行われている。	

相模原麻溝公園(その他区域)における ニュースポーツ普及事業の再開について

令和7年12月4日
市民局スポーツ推進課
環境経済局公園課

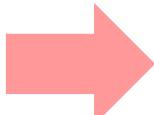
1 ニュースポーツ普及事業の位置づけ等について

◎事業の位置づけ

計画名	施策内容
未来へつなぐ相模原プラン	政策12 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります 施策31 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あるまちづくりの実現 (施策の方向) 生涯を通じたスポーツ活動の支援
相模原市スポーツ推進計画	基本方針1 生涯を通じたスポーツ活動の推進 施策の方向3 体力づくりや健康増進、社会参加のためのスポーツ活動の推進 施策の方向6 既存施設の有効活用
第9期高齢者保健福祉計画	基本目標1 生きがい・介護予防施策の推進 施策の方向性3 高齢者の生きがいづくりの推進 (取組)生涯学習、スポーツ活動の推進 今後の方向性 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を促進します

◎事業の内容や効果

スポーツ推進員やターゲットバードゴルフ協会と連携した体験会や大会の開催など、高齢者を含め幅広い世代を対象としたニュースポーツ普及の推進

 **シニア世代の生きがいづくり、健康づくり、多世代交流の場**

※ニュースポーツとは

体を動かすこと、楽しむことに重きが置かれ「いつでも、どこでも、誰でも」楽しめるように、用具やルールが工夫されているスポーツ。子どもから高齢者まで、幅広い世代が参加できることも魅力。

2 相模原麻溝公園(その他区域)におけるニュースポーツ普及事業について

概要	相模原麻溝公園予定地にある未利用市有地の一部を公園課からスポーツ推進課が使用承認を受け、土地の起伏や樹木が立ち並ぶ環境を生かし、健康につながるスポーツ活動の推進に資する取組として、市ターゲットバードゴルフ協会と連携し、ニュースポーツ普及事業を展開している。 【主な事業】 市ターゲットバードゴルフ協会指導による体験教室など
位置	相模原市南区麻溝台3718番地1ほか(約1.1ha)
都市計画法	相模原麻溝公園として都市計画決定区域内
都市公園法	都市公園として未告示の区域
財産区分	行政財産



←2021年(令和3年)頃

3 相模原麻溝公園(その他区域)におけるニュースポーツ普及事業の再開について

(1)これまでの経過

市ターゲットバードゴルフ協会から、当該地で活動をしたいとの要望があり、平成13年から本事業を進め、随時枯れ木伐採等の維持管理を行ってきた。令和3年、新型コロナウィルス感染症にかかる緊急事態宣言により事業を一時休止。

同時期に市内でナラ枯れ被害が発生。

当該地においても一部伐採を行ったが、被害がさらに拡大し、安全性を確保することができなくなったため、公園課で立入禁止とし、土地の使用を一時中断することとした。

令和7年2月、スポーツ推進課に対し、市ターゲットバードゴルフ協会から、一定の資金を確保することができたため、安全性を確保し、事業再開に活用して欲しいとの相談を受け、調整を開始した。



相模原麻溝公園(その他区域)におけるニュースポーツ普及事業を再開するため、対応策を整理

3 相模原麻溝公園(その他区域)におけるニュースポーツ普及事業の再開について

(2)再開に係る対応について

当該地は、未利用市有地であるため本格的な整備はできない。よって、暫定的な整備しかできないことから、まずは寄附金を活用し、実施可能な広場半面程度の整備(安全対策)を実施し事業を再開する。再開後、市の責務として、安全性確保のための点検などを行い、樹木の状況や利用状況を確認しながら、今後の事業展開を検討する。

【対応① 令和8年度予算】

公園課は、当該地の安全確認及び危険木の伐採等必要な対応を行った上で、スポーツ推進課に安全管理の条件を付し使用を承認する。スポーツ推進課は、事業が行えるよう管理を行う。

項目	金額(内特定財源)	執行課
危険木(ナラ枯れ及び老木)伐採・広場の除草	1,500万円(1,500万円)	公園課・スポーツ課

【対応② 令和9年度以降の予算】

スポーツ推進課は、広場の安全を確保する責務があるため、樹木の安全点検など必要な予算を計上し、安全対策を実施した上で、ターゲットバードゴルフに限らず様々なニュースポーツ等の普及事業を行う。

また、原則として広場の清掃や除草などは、市ターゲットバードゴルフ協会等にも協力を依頼して行う。

項目	金額	執行課
樹木の安全点検(広場内)等の維持管理費	120万円	スポーツ推進課

- ・スポーツ推進課は、事業で使用する範囲について点検を実施し、樹木の伐採等が必要な場合は、公園課、水みどり環境課(近郊緑地保全区域)と協議した上で実施する。
- ・公園課は、土地の管理者として必要な樹木等の維持管理(一般の通行者等に倒木による危険が及ぶような道路に面した場所や通路等)を行う。

4 寄附の受納について

ニュースポーツ普及事業の再開に係る対応に活用するため、寄附を受領するもの。
寄附は、令和8年度の事業費に充当する。

項目	概要
団体名	市ターゲットバードゴルフ協会
寄附者	会長 小畠 久夫 (事務局:相模原市南区相南2丁目)
寄附予定金額	1,500万円
寄附の条件	・相模原麻溝公園(その他区域)における危険木伐採及び除草等を行う。 ・市が上記を実施しなかったとき又はしないことが明らかなときは、寄附者はこの契約を解除し、寄附金の返還を求めることができる。
寄附方法	負担付きの寄附 ※市が寄附を受けることによって、一定の義務(負担)を負うため ※地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議決が必要
充当先	公園管理費・スポーツ推進費(令和8年度歳出) ※執行残が出た場合は、翌年度の維持管理費に充当する。

5 今後のスケジュールについて

時 期	内 容
R7年12月1日	・調整会議
R7年12月4日	・決定会議
R7年12月以降	・寄附に係る覚書の締結
R8年3月議会	・議案提出(負担附きの寄附の受納及びR8当初予算)
R8年度	・寄付の受納 ・危険木の伐採、整備等 ・事業再開(R9年1月頃を予定)
令和9年度以降	・安全点検 ・事業拡大(各種ニュースポーツ等体験会・大会等実施)

5 今後のスケジュールについて

◎令和9年度以降の相模原麻溝公園(その他区域)におけるニュースポーツ普及事業について(案)

項目	説明
趣旨	<ul style="list-style-type: none">本市のニュースポーツの推進を図るため、ターゲットバードゴルフ協会等との連携により、ニュースポーツ体験会等を実施するシニア世代の生きがいづくり、健康づくりのほか、幅広い世代を対象とした多世代交流の場とする
実施主体	相模原市、公益財団法人相模原市スポーツ協会、ターゲットバードゴルフ協会、相模原市レクリエーション協会 等
実施内容	<ol style="list-style-type: none">(1)ターゲットバードゴルフ体験会(2)初心者向けターゲットバードゴルフ大会(3)その他の各種ニュースポーツ体験会
その他	<ul style="list-style-type: none">当該地は、現最終処分場も含めた一体の土地として整備する必要があると考えているその際は、常設の「ニュースポーツ推進広場」が設けられないか提案していくと考えている

【参考①】 現地の状況(R7.6.10)



【参考②】 寄附の法的位置付けについて

項目	概要
位置付け	民法上、贈与契約の一種として扱われる「契約行為」
根拠法令	<p>民法第549条 贈与は、当時者的一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。</p> <p>民法第553条 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。</p>
契約の当事者となり得る者	法律上、権利や義務の主体となる能力(権利能力)が、認められた存在(自然人、法人)
法人格なき社団	法律上の権利能力は持たないため、団体自体は、契約の当事者になれない。
寄附行為の成立可否	ターゲットバードゴルフ協会は「法人格なき社団」(任意団体)であるため、団体自体は契約の行為者にはなれない。 →寄附は代表者が個人名義で行う事により成立する
負担付きの寄附	<p>地方自治法第96条第1項第9号 「負担付きの寄附又は贈与を受けること」は議会の議決事項。</p> <p>→寄附又は贈与の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負うものと解されている。</p>

【参考③】 ターゲット・バードゴルフについて

◎ターゲット・バードゴルフ

○概要

- ・ゴルフボールにバドミントンの羽根を付けた専用ボールを、ゴルフクラブ（ウェッジ）で打ち、傘をさかさまに立てた形の直径110cmのホールへ入れるスポーツである。ゴルフと同様、通常は4人1組で、18ホール（パー72）で競う。ストロークプレイ、マッチプレイなどの方法がある。



○特徴や魅力

- ・使用クラブは1本だけに限られ、飛距離も18m～22m程度と短いので、老若男女だれでもが安心してフルショットでクラブを振ることができる。
- ・マットを敷いてボールを打つので、地面や芝を傷めないし、コース設定によっては川越えや林間を通すなどもできるので、どこでも楽しく、ゴルフの醍醐味を味わえる。
- ・状況に応じて2～3ホールだけでも自由にコース設定できるので、小さな空き地があれば、いつでも気軽に楽しめる。



○用具・コース

- ・用具：羽根付きボール、クラブ（1本だけ）、ショットマット、ホールの4点が必要。ボールはショットマットを敷いて打つ。
- ・コース：常設の公認コースと仮設コースがある。空地があれば、林間でも、小川や池があっても地形に合わせてコース設定でき、どこでも楽しめる。



※笹川スポーツ財団HP参照

【参考④】 マレットゴルフについて

◎マレットゴルフ

○概要

- ・マレットゴルフとは、木づちを意味するマレットという名のクラブとボールを使い、決められた打ち出し地点からできるだけ少ない打数でホールにボールを入れることを競う。



○特徴や魅力

- ・ゴルフと同じ感覚で、ショットとパッティングの妙を楽しめる。また、コースの微妙な起伏を読んでホールインワンをしたり興奮を体感できる。
- ・性別・年齢に関係なく、「いつでも」「どこでも」「誰とでも」楽しむことができる。仲間と語らいながらコースを回ることは仲間作りや健康づくりに役立てることができる。
- ・自然を相手に広い場所で伸び伸びと打ったりと、自然の中で爽快感を味わえる。



○用具・コース

- ・用具：マレットゴルフ用に開発されたクラブを使う。直径75mmで重量210～240gのボールをゴルフのように強くショットするため、クラブは安全性を考慮した堅牢な造りとなっている。この安全性が高いクラブが、生涯スポーツとして適しているとも言える。
- ・コース：コースは、林間・山間・河川・公園などどのような地形でも、その特性を生かしたコースを作ってプレーできるが、自然の中で楽しむという大きな魅力がある。



※ 笹川スポーツ財団HP参照

写真は、藤野マレットゴルフ場HP

【参考⑤】 パークゴルフについて

◎パークゴルフ

○概要

- ・クラブ1本とボール1個、それにティーがあれば誰にでもプレーを楽しむことができる簡単なスポーツであり、クラブでボールを打ち、カップインするまでの打数を競い合い楽しく遊べる健康的なスポーツです。

○用具・コース

- ・用具：パークゴルフ専用のクラブ、ボール、ティーを使います。ティーとはボールを乗せる台のことでのことで、各ホールの第1打（ティーグラウンド上）で使います。
- ・コース：**樹木や適度に起伏がある公園や河川敷、遊休地などを利用して造られています。**看板とホールのカップを取り去れば、いつでも元の公園にもどせます。1ホールの距離は、100m以内とし、パー3からパー5に設定されています。ボールを入れるホールカップの大きさは直径20cm～21.6cm。中央にピン（旗）が固定されています。



○特徴や魅力

- ・1ホールの距離を100m以内としているのは、飛ばしすぎの危険防止と、年齢や男女差などによるハンディキャップを、最小限にとどめるためです。100mの距離は、1打ではだれも届きませんが、2打ならだれでも近づきます。若い人や高齢者、女性や子供もいっしょに楽しめる多世代スポーツとして人気が高いわけは、ここにあります。年の差や世代を超えたスポーツでは、カップインしたボールの音がいちだんと爽やかです。



※日本パークゴルフ協会HP参照

右上の写真は、市パークゴルフ協会HP

【参考⑥】 グラウンド・ゴルフについて

◎グラウンド・ゴルフ

○概要

・専用のクラブ、ボール、ホールポスト、スタートマットを使用して、ゴルフのようにボールをクラブで打ち、ホールポストにホールインするまでの打数を数えます。

場所によって距離やホールポストの数を自由に設定でき、ルールも簡単なため、どこでも、だれでも手軽に楽しむことができます。又、ホールインワンもあり、その場合、自分の各ホールの合計打数から3打をマイナスするという特典が設けられており、プレーヤーの励みと意欲を高める工夫がなされています。

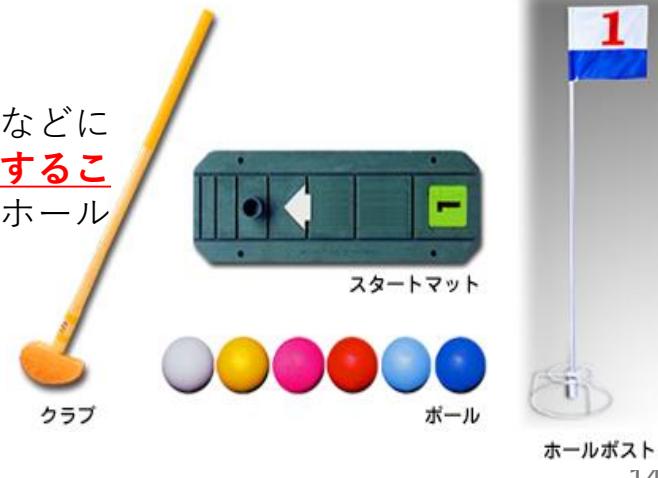
○特徴や魅力

・グラウンド・ゴルフの技能は他のスポーツと同じように、トレーニングによって向上します。しかし、ゲームを楽しむためには必ずしも高度な技術を必要としません。子供から高齢者まですべての人が、楽しくプレーすることができます。したがって、グラウンド・ゴルフはファミリースポーツとして楽しむ条件をすべて備えたスポーツです。

○コース

規格化されたコースを必要としません。プレーヤーの目的、環境、技能などに応じて、運動場、河川敷、公園、庭などどこでも、自由にコースを設定することができます。 ゴルフのように穴を掘る必要がなく、スタートマットとホールポストを設置するだけで準備は完了です。

※日本グラウンド・ゴルフ協会HP参照



○開催日：令和7年12月4日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：相模原麻溝公園（その他区域）におけるニュースポーツ普及事業の再開について

○担当課：市民局 スポーツ推進課、環境経済局 環境部 公園課

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 □政策部長 □シビックプライド担当部長

□財政部長 ■緑区副区長 □中央区副区長 □南区副区長

■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■スポーツ・文化担当部長 ■区政推進課長 ■スポーツ推進課長

■環境部長 ■地域経済政策課長 ■公園課長

(1) 主な意見等

○(市長公室長)本事業において、負担付き寄附として議案を提出する理由を伺う。他にも、市政全般で様々な寄附受納がなされている中で、どのように線引きを行うのか。

→(総務法制課長)寄附の条件として、寄附使途の事業が実施されなかつたときは、寄附金の返還を求めるものであるため、負担付き寄附として提案するものである。

→(スポーツ・文化担当部長)他の寄附との違いは、寄附を実施しないのであれば返金を行うという契約で寄附者と合意をしていることである。

→(市長公室長)相手との契約の中で負担付き寄附として実施するという整理であると承知した。

○(総務局長)再開後、ターゲットバードゴルフ協会の加入者以外も使用できるという認識でよいか。

→(スポーツ・文化担当部長)再開後は、ニュースポーツをはじめとした多様な主体による活動に使用できるように展開していく考え方であり、協会側にもその旨をご理解いただいている。

○(財政局長)調整会議でも議論があったが、本事業は負担付き寄附があるから実施するものであるのか。どのように整理を行っているか。

→(スポーツ・文化担当部長)公園が未供用であることから、暫定的な整備しかできないため、まずは寄附金で整備できる範囲で再開し、状況を見ながら今後の展開を図る考えである。

→(財政局長)休止前も一般財源で整備を行ってきたのではないのか。必要であれば、寄附の有無にかかわらず、一般財源で整備を行えばよかつたのではないか。

→(財政課長)調整会議の議論では、最終処分場の候補地になっているため、恒久的な整備はできないが、寄附者から暫定的でもよいので整備してほしいという要望があったので、今回寄附を活用して整備を行うという整理を行ったものだと承知していた。

→(スポーツ・文化担当部長)最終処分場の候補地であること以前に、公園としての未供用地であることから、寄附金の活用があって行える事業であるという整理をしている。また、調整会議での議論を踏まえ、今後、維持管理等の一般財源の活用に当たっても考え方を整理し、今後はニュースポーツ等の普及に向けて事業の展開を図っていきたいと考えている。

→(財政局長)維持管理費用も含めて寄附金で行うものではないのか。

→(スポーツ・文化担当部長)市が使用を許可するに当たっては、点検にかかる費用は市の責務として担うべきと考える。

→(市長公室長)資料5ページの「再開に係る対応について」の考え方について、再度整理し資料に反映いただきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。
ただし、序議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。